

# 令和5年度（2023年度）第2回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

日時 令和5年（2023年）11月6日（月）午後2時  
会場 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

熊本市 文化市民局 熊本城総合事務所  
熊本城調査研究センター



令和5年度（2023年度） 第2回 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

次 第

日時 令和5年（2023年）11月6日（月）午後2時～  
会場 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

1 開会

2 前回委員会の主な意見……………資料1

3 議題

(1) 協議

熊本城の活用について……………資料2

(2) 報告

樹木撤去により発生した材の活用について……………資料3

(3) その他

4 事務連絡

5 閉会



## 特別史跡熊本城跡保存活用委員会運営要綱

制定	平成21年	4月	1日	市長決裁
改正	平成23年	4月	1日	熊本城総合事務所長決裁
	平成23年	6月21日		熊本城総合事務所長決裁
	平成23年	8月17日		市長決裁
	平成24年	3月21日		熊本城総合事務所長決裁
	平成25年	10月	1日	熊本城総合事務所長決裁
	平成26年	3月28日		熊本城総合事務所長決裁
	平成27年	3月30日		市長決裁
	平成29年	3月24日		熊本城調査研究センター副所長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、今後の熊本城（旧城域をいう。以下同じ。）の保存と活用のあり方について、文化財保護、魅力づくり及び地域の活性化などの観点から、幅広く総合的に検討するため、特別史跡熊本城跡保存活用委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議を行うものとする。

- (1) 熊本城の保存と活用に関する事項
- (2) 熊本城及び惣構の魅力づくりと地域の活性化に関する事項

### (組織)

第3条 委員会の委員は、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、20人以内をもって組織する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長がかけたときは、委員長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (専門部会)

第7条 委員会は、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、第2条に掲げる事項について専門的かつ詳細な検討を行い、その結果を委員会に報告する。

3 専門部会に、部会長を置く。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、熊本城調査研究センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 特別史跡熊本城跡保存活用委員会委員 (令和5・6年度(2023・2024年度))

令和5年(2023年)6月1日現在  
(50音順)

No.	任期 (1期2年)	ふりがな 氏名	職名	分野	役職等
1	新任 1期目	いけだ みき 池田 美樹	委員	公募	劇団きらら 代表
2	新任 1期目	おがい まさこ 小粥 祐子	委員	日本建築史学	崇城大学工学部建築学科 准教授
3	再任 2期目	おぼた ひろき 小畑 弘己	委員	考古学 (史跡)	熊本大学大学院 教授
4	再任 3期目	かわしま かつお 河島 一夫	委員	地元地域 (城東校区)	熊本県商店街振興組合連合会 会長
5	再任 2期目	こほり としお 小堀 俊夫	委員長	文化振興	熊本県文化協会 常務理事
6	再任 3期目	さかもと ひろし 坂本 浩	委員 (委員長職務代理者)	経済界 (地域活性化)	熊本商工会議所 専務理事
7	新任 1期目	たなか なおと 田中 尚人	委員	土木工学	熊本大学大学院先端科学研究部 准教授
8	新任 1期目	のだ たまみ 野田 珠実	委員	経済界 (地域活性化)	熊本経済同友会 副代表幹事
9	新任 1期目	はしもと かずひこ 橋本 和彦	委員	地元地域 (一新校区)	一新まちづくりの会 代表理事
10	再任 3期目	はっとり ひでお 服部 英雄	委員	文化財・歴史学	名古屋城調査研究センター 所長
11	新任 1期目	みずかみ さちこ 水上 紗智子	委員	植物	樹木医
12	再任 2期目	もりさき まさゆき 森崎 正之	委員	観光	日本旅行業協会熊本県地区委員 会 副委員長
13	再任 3期目	やまだ たかし 山田 貴司	委員	歴史学	福岡大学人文学部 准教授

# 令和5年度（2023年度）第1回特別史跡熊本城跡保存活用委員会 主な意見

資料1

- 日 時 令和5年（2023年）7月12日（水）午前10時から午後0時5分
- 場 所 熊本市教育センター4階大研修室
- 出席者 小堀委員長、池田委員、小粥委員、河島委員、坂本委員、田中委員、橋本委員、服部委員（リモート参加）  
水上委員、森崎委員、山田委員（リモート参加） 計11人（小畑委員及び野田委員は欠席）

## 【前回委員会の主な意見】

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
1	山田委員	<p>項番28に熊本地震以来の寄附の話があり、「寄附してもらって復旧復興に使われているということだが、新年度の課題として使途に関する情報を公開していただきたい。使途に関して市民の意見を聞いたことはあるか、ないはず。公開していないから聞きようがない」という箇所について、当日の回答はなかった。委員の要望要請に対する事務局の考えを伺いたい。</p> <p>なるべく年度内に、どのような状況なのか聞く機会があればいいと思う。</p>	<p>使途の情報公開について検討させていただきたい。</p> <p>（閉会前に事務局から補足説明） 基金の使途の公開については、熊本城公式ホームページに復興城主のページがあり、年度ごとに使用した金額や、これまでどのように活用してきたかを掲載している。しかしながら、御指摘があったように情報量が十分とは言えないので、ホームページで公開する情報について検討・精査を行い、詳しい情報を出すようにしていきたい。</p>	<p>（今後の対応） ・復興城主ページ上の情報について、年度ごとの基金を活用した復旧事業を加えるなど、より詳細な記載に改める。</p>
2	田中委員	<p>通潤橋が国宝になることは本来とても喜ばしいことだが、同時に行政も市民も大変になるという声を聞く。現役の農業水利施設である通潤橋が国宝になるということで、わからないことがたくさんあって不安はあるが、それらを含めて文化財の保存活用をやっていかなければならないと思う。</p>	-	

## 【協議】

## (1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
3	田中委員	<p>熊本市はSDGs推進都市を掲げており、まちづくりの会議では最近ではサステナブルという言葉がまず出てくる。本件についても言葉は違えど趣旨は感じられる。本当に持続可能かどうかを考えると、将来のことはやはり誰もわからないという前提も大事だと思う。わかっていることは本質的価値として広めていくことが大事だが、わからないことも一緒に明らかにしていこうという取組が大事。私が関わっている分野ではPR、パブリックリレーション、日本語で言うと「宣伝」ではなく「広報」となる。いいことも悪いこともつまびらかにしていくという広報が大事だというのが昨今。文化財も戦略的広報といった経営的な視点で取り組んでいかなければならないのではないかな。</p> <p>保存はエリアの中でしか文化財行政は出来ないが、活用においては、熊本城跡が単体であるわけではなく、熊本のまちなかにあるという視点、市民の暮らしがあり、観光客も訪れるという視点が大事ではないだろうか。</p>	—	<p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熊本城の復旧状況や調査研究、活用の取組等に関して、戦略的に広報に取り組んでいく必要があることから、熊本城の情報発信のあり方やその手法について検討、整理する。</li> <li>また、活用においては、まちづくりや観光の分野とも連携して実施して参りたい。</li> </ul>
4	田中委員	<p>「不易流行」という言葉を最近まちづくりでよく使っている。保存と活用が両輪だということと一緒に、変えていいことと変えてはいけないことが大事。DX(デジタルトランスフォーメーション)の活用をもっと文化財行政の中でやっていけるのではないかな。熊本市はAIを盛んに取り入れているので、機械化できることは機械化し、最後のチェックを人間がやるというようなことをやれないだろうか。これまでも空中回廊などチャレンジングなことをやってこられたので、そういったことをもっとPRも交えてやれないだろうか。</p>	—	
5	田中委員	<p>市民とともに作る文化財という概念、「シビックプライド」と我々は言っているが、文化財を他人事せず、市民も観光客も自分事として守っていけるような取組が必要。通潤橋と同じく熊本は水と緑が熊本市のまちなかの魅力だと思う。</p> <p>熊本大学で伊東先生(伊東龍一前委員長)とヘリテージマネージャーというものをやらせていただいたが、市民やセミプロも関わるができる。逆に行政が関われないところを市民にやっていただく。市民と一緒に価値を創造していくといったことに取り組めたらと思っている。</p> <p>そこにはもちろん大学も絡んでくるが、学校教育と社会教育をつなぐような場をつくっていく必要がある。文化財行政として取り組んでいただくといいのではないかな。</p>	<p>(閉会前に事務局から補足説明)</p> <p>DXの推進、AIの活用、市民協働、学校教育・社会教育との連携、入園者の属性のデータ分析、SNSを活用した情報発信の重要性など、委員の皆様から共通して御意見をいただいた。これから活用方針策定に向けて、今日いただいた御意見を十分に参考にしながら取り組んでまいります。</p>	

## 【協議】

## (1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
6	坂本委員	<p>まず気になったのは、「熊本城における活用の取組」という表現。「熊本城における」という観点から考えると、「資料2 熊本城の活用について」の13ページに熊本城の今後の活用に関するアイデアが記載されているが、例えば、二の丸公園でバーベキューができたかどうかという話と火器を使ってはいけないという、いわゆる保存と活用の対立というイメージが生まれると思う。</p> <p>熊本城はそもそも存在すること自体が宝なのだから、熊本城で何かをするという活用ではなく、熊本城を市民みんなで活用しようという考え方、熊本城を活用してこんなことをしたいという発想のほうがいいのではないかと。</p> <p>例えば、石工の数が全国的に不足し、どうやって養成するかという話になっている。研修の場所としてこれほど適切な場所はないのではないかと。そういう場所として使いましょうという活用。</p> <p>熊本城にはすごくいい勉強ができる展示が行われている。それらを教育にいかして、歴史の勉強に使いましょうという教育での活用。</p> <p>もう一つは観光でどう使っていくか。</p> <p>本丸御殿の完成後は、200万人ぐらいの入園者数があり、全国のお城の中で入園者数がトップになったことがあったと思う。現在立ち入ることができる範囲を考えたときに、このスペースで200万人来たときに受け入れられるのか。もしかしたら、復旧が進む中、これほどの注目を浴びている熊本城に200万とは言わず300万人来たいという話になるかもしれない、そのときに受け入れるスペースはどうするのか、見学通路の渋滞をどうするのか、行き来をどうするのか。現在平日は北口からの通路が工事のため通行できない状況などいろいろある中で、入園者数をただ増やすことだけではなく、増やすためには何をすればいいのかを検討すべき。</p>	—	<p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本城の活用に関しては、民間事業者等のアイデアも取り入れながら検討を進めていく。</li> <li>・石工など復旧に携わる技能者の養成については、今後もOJTの場として活用していく方針。</li> <li>・天守閣内部の展示については高い評価をいただいていることから、修学旅行や社会科見学等の教育の場でより一層の活用をいただけるよう、来城いただくきっかけ作りとして、熊本城について学べるようなオンラインコンテンツ等を検討する。</li> <li>・本丸御殿が完成した平成20年度(2008年度)には約220万人の入園があった。現在、熊本城では地震前3か年の平均である166万人の入園者数を目標としており、この数を想定した動線の検討について実施して参りたい。</li> <li>・入園者数の増加に向けてどのような取組が必要か、情報発信のあり方を含めて検討していく。</li> </ul>
7	坂本委員	<p>熊本城の現状を数値で分析するのは大事だが、今熊本城にどんな方が来られているのか。</p> <p>A Iを使えば分析できるような状況になってきているので、DXを取り入れて分析し、何が求められているのかという前提の中で、熊本城をどうしていくかを議論するほうがわかりやすいのではないかと。</p>	—	<p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園者の国籍等の属性や混雑する曜日・時間帯等のデータを取得・分析するための手法を検討して参りたい。</li> </ul>

## 【協議】

## (1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
8	森崎委員	<p>「資料2 熊本城の活用について」の8ページに「熊本地震前3か年の平均（約166万人）」という入園者の記載がある。観光客を増やすためには入園者166万人の内訳が必要。県内なのか、県外なのか、海外のお客様なのか、そういった属性が必要。</p> <p>特に土日はもう混雑して実はいれない。土日は混むので、十分な見学時間が取れないと、熊本城を遠慮して違うコースに行ってしまう団体もある。月曜日から日曜日までどこが一番多いのか、少ない部分に対してはどういう集客施策を打っていくのか。やはり、入園者の内訳の把握、曜日ごとの把握、季節ごとの把握が集客施策を実行する為には大事になってくるので、ただ単純に166万人という大きな数字ではなく、しっかりセグメントを分けて分析していただきたい。</p>	—	<p>(今後の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入園者の国籍等の属性や混雑する曜日・時間帯等のデータを取得・分析するための手法を検討して参りたい。</li> </ul>
9	森崎委員	<p>「資料2 熊本城の活用について」の13ページに、民間事業者からのアイデアが記載されている。「特別史跡熊本城跡保存活用計画」の巻末資料156ページ以降に取扱要領があるが、何かをやる為のためにここも改革に向けて着手しなければ、いろいろな意味でのユニークメニューが出てこないと思う。「熊本城の管理に関する取扱要領」についても、今後検討していただければと思う。</p>	<p>(閉会前に事務局から補足説明)</p> <p>取扱要領を見直す部分があるのか、見直しは可能なのかなど、次回提案させていただき、改めて御意見をいただきたい。</p>	

## 【協議】

## (1) 熊本城の活用について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
10	池田委員	私は去年から熊本城の仕事に関わって、初めて熊本城のツイッターをフォローしたが、擬人化されていて大変面白い。面白さがフォロワー数に反映しており、フォロワー数は6万4千人。比較すると、名古屋城の公式ツイッターが3,640、大阪城が748。それはまめに愉快地に更新されていることが大きいと思う。目立つ場所の写真だけではなく、いろいろな写真が載っている。お天気でイベントをやるのかやらないのかとか、今こんなことをやっているとか、擬人化された熊本城が語っているという点がすばらしいツイッターだと思う。	—	
11	池田委員	城彩苑との連携もすばらしい。久しぶりに城彩苑を訪れたが、完成当時と随分雰囲気が変わっていて驚いた。平日でもたくさんのお客様がいて、和服とブーツでコスプレに近い奇抜な装いで出かける場所にもなっている。ソフトクリームもおいしそうに食べている方もいる。改善すべき点もいっぱいあると思うが、城彩苑をとお城に遊びに行くという連携がすばらしいと感じている。	—	
12	小堀委員長	熊本城のツイッターは確かに非常に面白い。 坂本委員からお話があったが、やはり教育に生かす視点は大切。 東京の人が東京タワーに行かないのと同じように、熊本市民、熊本県民は熊本城をあまり訪れていないのではないか。 あれだけすばらしいコンテンツが天守閣の中にデジタル化されているので、それをもっと広め、熊本城の歴史をみんなでもっと学ぼうという機運が市民の中で盛り上がっていくような方向にできればと考える。	—	(今後の対応) ※再掲 ・天守閣内部の展示については高い評価をいただいていることから、修学旅行や社会科見学等の教育の場でもより一層の活用をいただけるよう、来城いただくきっかけ作りとして、熊本城について学べるようなオンラインコンテンツ等を検討して参りたい。

【報告】

(2) 危険木及び桜に関する対応について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
13	服部委員	<p>「資料3 危険木及び桜に関する対応について」の7ページ「2-3 補植箇所（古城堀端公園）」の熊本県立第一高等学校の西側の古城堀端公園について、自分が文化庁にいたとき、40年ぐらい前は人家密集地だった。そこを毎年、1軒1軒、地権者をお願いして、億単位の事業だったと思うが、公有化を進めていった場所である。</p> <p>現在残っている人家は非常に少なく、99%は公有化が終わっているのではないか。地権者の方々にどのような説明をして協力していただいたのかわからないが、ここはもともと堀の土地なので、将来は堀にするという説明をしたのではないかと思う。</p> <p>先ほどの説明ではそういった観点の説明が全くなかったが、第一高校のところの石垣は、現在埋まっているので高さが非常に低くなっている。1か所だけ深掘りし、本来の石垣の高さを示していると思う。ここを堀に復元できたら、古城地区の石垣は非常に立派なものになるだろう。半面、これまで公園として使っていた方にとっては、散策する土地がなくなるので、将来像について十分に説明しなければ、堀の復元はできないのではないかと思っていた。</p> <p>全体計画はどうなっているのか、堀を整備する計画はどのようになっているのか、これまで公有化に何年要したのか、費用は幾ら投じてきたのか、残っている家は何軒で交渉はどうなっているのか教えてもらいたい。</p> <p>桜は割と早く傷むのではないかと思う。下が堀なので、水はけが悪く育ちが悪いと思う。そういうことを繰り返すのはかなり疑問である。この場所の将来像と桜の補植は逆行するのではないか。「熊本市みどり保存管理計画」策定の際に言うべきであったが、そのときは直ちに補植するという説明ではなかったと思う。</p>	<p>細かな数字に関しては改めて報告したい。</p> <p>将来、堀を復元するという方針は現在も変わっていない。地権者にもそのように説明し、用地買収を進めている。</p> <p>桜の補植に関しては、地元と協議している中で、将来的に堀を復元して桜を植えることができなくなるとしても、今回危険木を伐採した後に堀を復元するまで時間があるならば、補植を行い、その間だけでも地元の方々に桜を楽しみたいと伺っている。あと何年かかるかはわからないが、その間は地元の意向に沿って桜を楽しんでいただくことを考えている。</p>	<p>【文化財課】</p> <p>古城地区の公有化については、昭和54年から現在にいたるまで約44年かけて実施している（そのうち実際に土地を購入できた年は19ヵ年）。地区全体の約79%まで公有地化が完了し、事業費の合計は1,247,058千円である。</p> <p>残りは5筆。</p>

【報告】

(2) 危険木及び桜に関する対応について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
14	服部委員	公有化を始めるときは人家密集地で、壮大な計画だと思った。ここが元通りに対面の石垣が見えるようになるには、一体何年かかるのだろうという夢みたいな話だったが、かなり実現に近づいた。盛土したところを堀に戻すためには、水をどこから入れるかなど様々な準備が必要だと思うが、今までにかかった努力に比べると、そんなに難しいことではないように思う。大体いつごろになるのかも決まっていないのか。	まだ家屋が数軒残っており、90%までは至っていない程度の進捗率だと考えている。そちらにお住いの方の意向もあるので、今のところ何年で目途が立つといった想定には至っていない。	【文化財課】 堀に復元する時期は未定（震災復旧が優先）。
15	服部委員	自治会の皆さんは、堀にすることは御存じか。	説明板も含めて、長い期間周知を続けている。	【文化財課】 自治会との協議等で、地元住民は堀に復元することを承知していると認識している。
16	橋本委員	以前の説明板には、「ここは将来堀に戻します」という記述があったが、現在はその記述が無い。将来は堀に戻すと記述してもらえないだろうか。今のままの公園がいいという意見もあるが、あの石垣は非常に貴重なものであり、あの場所に元々出ていた桜水がどの程度出るのか、空堀になるのかわからないが、我々としては堀に戻していただきたいと考えている。	説明板については、堀を復元するという文章が抜けた状態で新しい説明板に入れ替えてしまったため、堀に復元する計画の記述を追加した説明板を設置する。現在、その表現について地元を確認を依頼しており、令和5年度（2023年度）中には設置が実現する予定。	
17	服部委員	みんなが使っている公園を堀にすることに対しては、相当反発もあるだろうから、それに向けていろいろ準備をしてもらいたい気持ちがある。	—	
18	小堀委員長	詳しい情報があれば、事務局から次回にでも報告してもらおうこととしたい。	—	

【報告】

(2) 危険木及び桜に関する対応について

資料1

No.	委員	委員意見	当日の回答	備考
19	水上委員	樹木医として熊本城の樹木診断に関わらせていただき、その中でたくさんの樹木を見てきて、かなり古い古木があることや、桜がたくさんあるということがとても印象的だった。ソメイヨシノは、寿命がそれほど長くはなく、50年ぐらい経過すると腐朽が出てきてしまう樹木でもある。そのため、危険木を伐採することは致し方ないという思いもある。危険木を取り除くことで、隣の樹木に日光が当たり、その樹木がまた大きく成長するという意味もある。	—	
20	水上委員	ひこばえの育成に関する記述があったが、ひこばえを出す方法は100%ではない。樹木が弱り切っていれば、樹木が持っている体力がないので、伐採した場所からひこばえが出ないということもある。出ない場合についてはどうするのかと、ひこばえを2、3本残すとあったが、ひこばえを全て育てると扇形に育ってしまい、風当たりも強く、歩行者にも当たるような樹形になってしまうので、ひこばえを育成するということはとても大切だが、これはまだスタート段階であり、今後の管理をより一層考えていただきたい。	—	
21	小堀委員長	材の活用については、SDGsの観点から非常に重要である。危険木は弱った木だが、今後遺構影響木のように元気な樹木も出てくる。熊本城のブランドを生かしたものをつくるために、今のうちから検討していただきたい。	—	
22	小堀委員長	樹木については、これまでの委員会でもかなり議論してきた。策定した計画に基づいて進めていただきたい。	—	

# 熊本城の公開活用に関する取組方針 骨子案

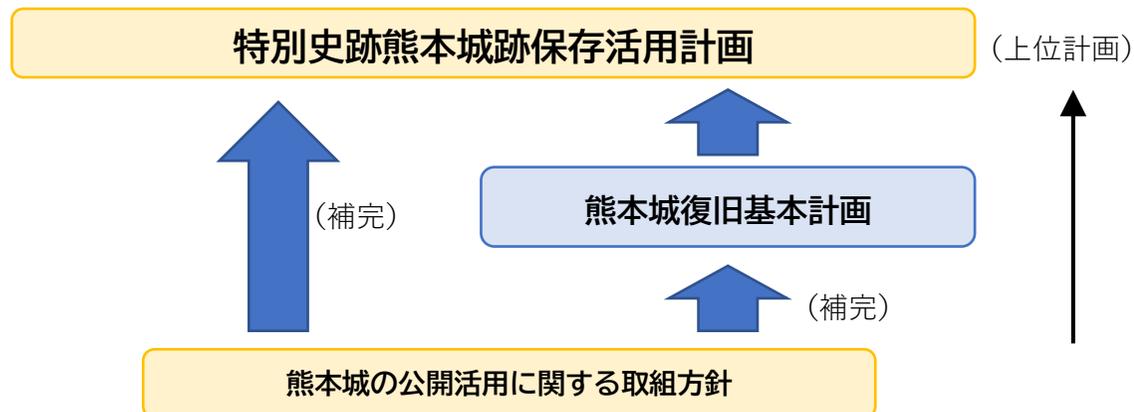
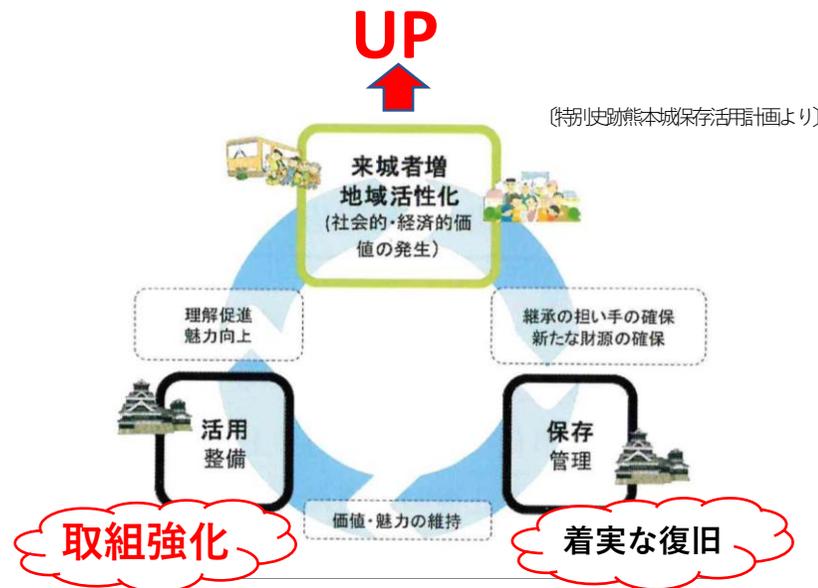
# 1 熊本城の公開活用に関する取組方針の目的と位置づけ

## 目的

特別史跡熊本城跡の適正な保存管理や本質的価値の理解促進に取り組むとともに、復旧事業を着実に実施し、復旧過程においても**文化観光資源としての活用の取組を強化**することで、来城者の増加や地域の活性化につなげ、好循環を創り上げる。

## 位置づけ

「特別史跡熊本城跡保存活用計画」(平成30年3月策定)及び「熊本城復旧基本計画」(令和5年3月改定)を補完するもので、今後の復旧過程における熊本城の公開活用に関する取組の**具体的な強化方針**を示す。



## 2 熊本城の公開活用を取り巻く状況

### 文化観光資源としての熊本城の状況

#### 【市内における最大の文化観光資源】

#### ・年間入園者数（R4年度）

熊本城 約100万人      水前寺成趣園 約25万人      熊本博物館 約9万人

#### ・熊本市について非居住者（訪問経験あり）がイメージするキーワード

（森記念財団都市政策研究所「日本の都市特性評価2023」）

熊本城 31%      くまモン 12%      阿蘇山 5%



本市の文化観光において熊本城は中核的な役割を担っている。

### 熊本地震による公開活用への影響

#### ● マイナスの影響

- ・ 公開可能な範囲の減少
- ・ 入園者動線及び入園者キャパシティの制限
- ・ イベント等の活用可能エリアの縮小

#### ● プラスへの転換

- ・ 特別見学通路の設置によるバリアフリー動線の実現
- ・ 復旧事業の公開による「今しか見られない熊本城」

## 2 熊本城の公開活用を取り巻く状況

### 今後10年間の建造物復旧スケジュール

2027年度

- ①旧細川刑部邸
- ②重要文化財櫓群 1  
(田子櫓、七間櫓、十四間櫓、  
四間櫓、源之進櫓)



2028年度

- ③飯田丸五階櫓



2030年度

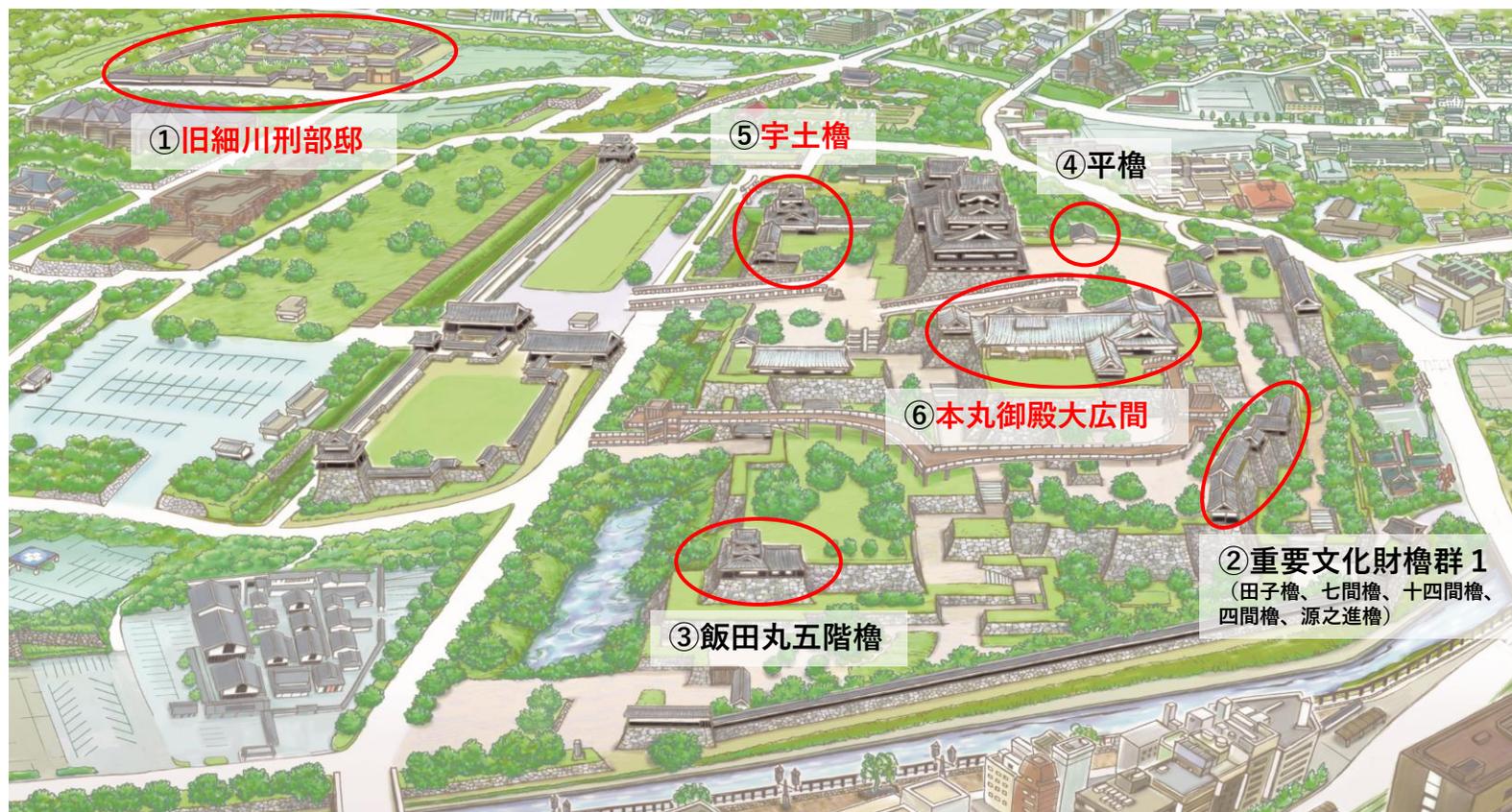
- ④平櫓



2032年度

- ⑤宇土櫓
- ⑥本丸御殿大広間

※赤字は復旧に伴い公開エリアの拡大が見込める建造物



### 3 熊本城における公開活用の課題

#### 熊本城の文化観光推進に係る課題

- ・ 櫓や石垣等の文化財が順次復旧していく中で、今後20年間にわたり公開エリアや観覧ルートは大きく広がることがない。
- ・ 熊本城の文化財としての本質的価値を広く知ってもらうため、インバウンド等の受入環境の整備や、より多くの人を惹きつける公開活用の取組が必要。
- ・ 入園者数は増加傾向ではあるが地震前の水準に届いておらず、収支としては赤字の状況。一方で、管理区域の拡大によって今後維持管理コストが増大していく可能性が高く、文化財の適切な保存及び公開のために、収支状況の改善が必要。
- ・ 地震被害による立入規制区域や復旧工事ヤードの発生により、イベント等に活用可能な場所の範囲が限定されている。
- ・ MICE等、地域への経済波及効果も意識した活用の取組が必要。

## 4 熊本城における公開活用の課題への対応方針 ①

### 対応方針 1 復旧過程の公開活用の取組強化

公開エリアが限定される復旧過程においても、熊本城の本質的価値や魅力を発信し、多くの来城者を得るとともに、文化財の適切な保存を継続するために、復旧過程の公開活用の強化を進める。

#### 強化する取組

##### (1) 熊本城の本質的価値や復旧に関する理解促進

- ⇒ 素屋根内部の見学会等による宇土櫓の復旧状況の公開
- ⇒ 石曳きや栗石への記名など、復旧工事に関連した体験行事の実施

##### (2) 熊本城公式ホームページやSNS等を活用した復旧状況の情報発信

- ⇒ ホームページ上に「復旧状況」の情報を整備
- ⇒ 各SNSの特性に応じた運用方針を整理し、写真・動画を活用した情報発信を実施

##### (3) 民間事業者と連携したメディア活動等の拡充

- ⇒ 連携協定等を通じた民間とのコラボレーションによる復旧状況の周知

##### (4) 「復興城主」制度及び災害復旧支援金のブラッシュアップ

- ⇒ 寄附金制度の運用・情報発信についてより効果的なファンドレイジング等の手法を検討

## 4 熊本城における公開活用の課題への対応方針 ②

### 対応方針2 文化観光施設としての環境整備

インバウンド対応、デジタル対応など熊本城の価値や魅力を地域住民や国内外の観光客と共有する更なる取組みを進める。

#### 強化する取組

##### (1) インバウンドを含めた来城者の理解促進のための環境整備

- ⇒多言語に対応した案内サインや解説版の充実
- ⇒多言語対応アプリの活用促進・周知

##### (2) デジタル技術（DX・AI）の活用

- ⇒Webチケットの活用促進による入場待機時間の削減
- ⇒AIによる天守閣内の過密度の把握

##### (3) アクセスの向上

- ⇒復旧工事の状況に応じた北口ルートへの開放（現在は日祝のみ開放）
- ⇒公開状況に応じたバリアフリー動線の整備

## 4 熊本城における公開活用の課題への対応方針 ③

### **対応方針 3** MICE等への対応による熊本城の価値の活用・認知度向上 及び収益の安定化・地域経済の活性化

ユニークベニュー等のMICE事業への対応や民間のアイデアを活かした行事・催事の実施により、熊本城の価値を活かし、国内外での認知度をさらに向上させるとともに、収益の安定化と地域経済の活性化を進める。

#### 強化する取組

##### (1)高付加価値化によるMICE誘致等の促進

- ⇒二の丸広場・天守閣前広場のユニークベニューへの活用
- ⇒天守閣内・特別見学通路上での人数限定の飲食体験

##### (2)民間のアイデアを活かした誘客行事の実施

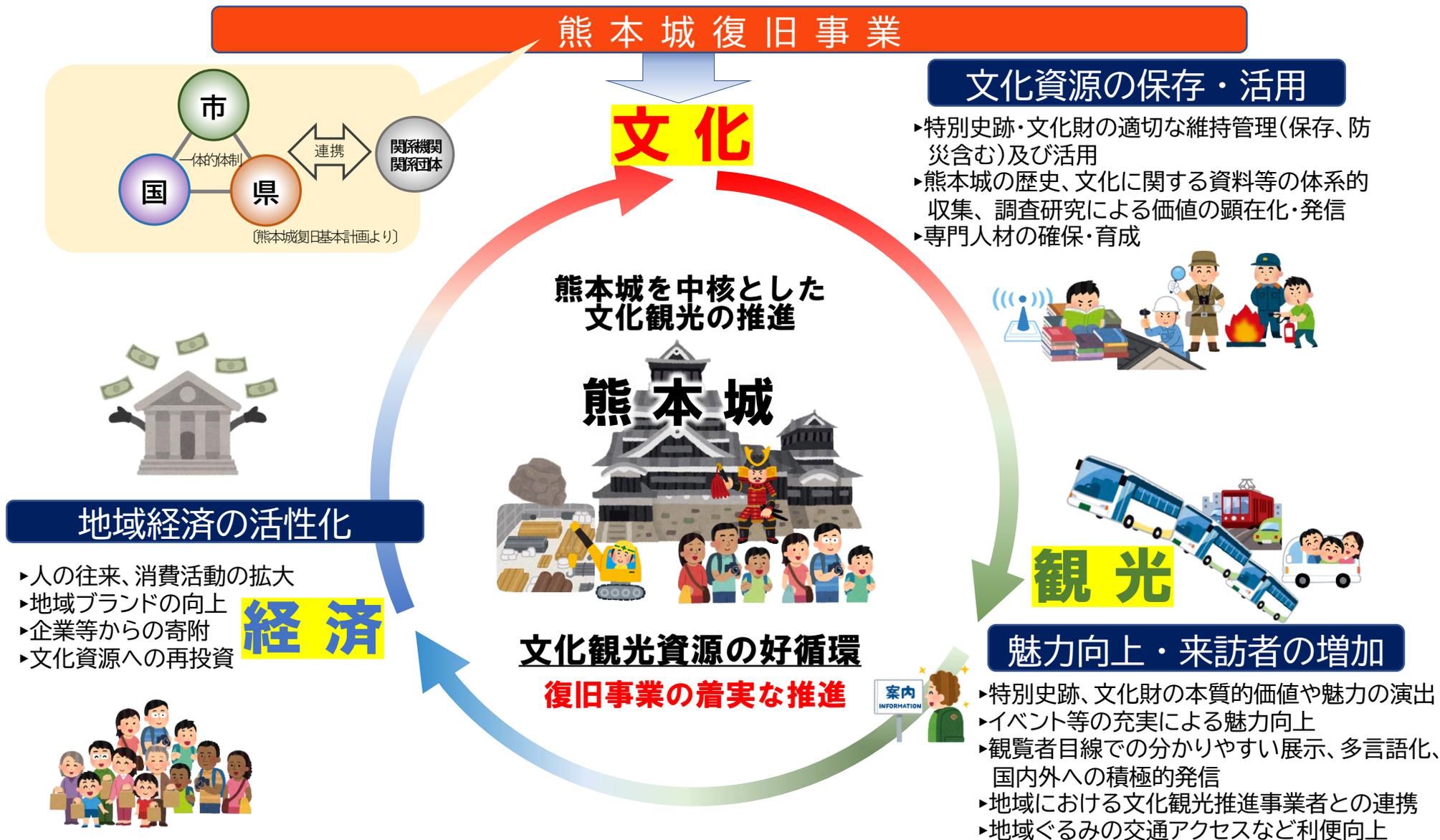
- ⇒二の丸広場・天守閣前広場の催事への活用
- ⇒早朝や夜間の限定公開によるナイトタイムエコノミーの創出

##### (3)城彩苑や中心市街地との連携促進

- ⇒城彩苑や花畑広場、シンボルプロムナード等中心市街地周辺との一体的な取組を推進

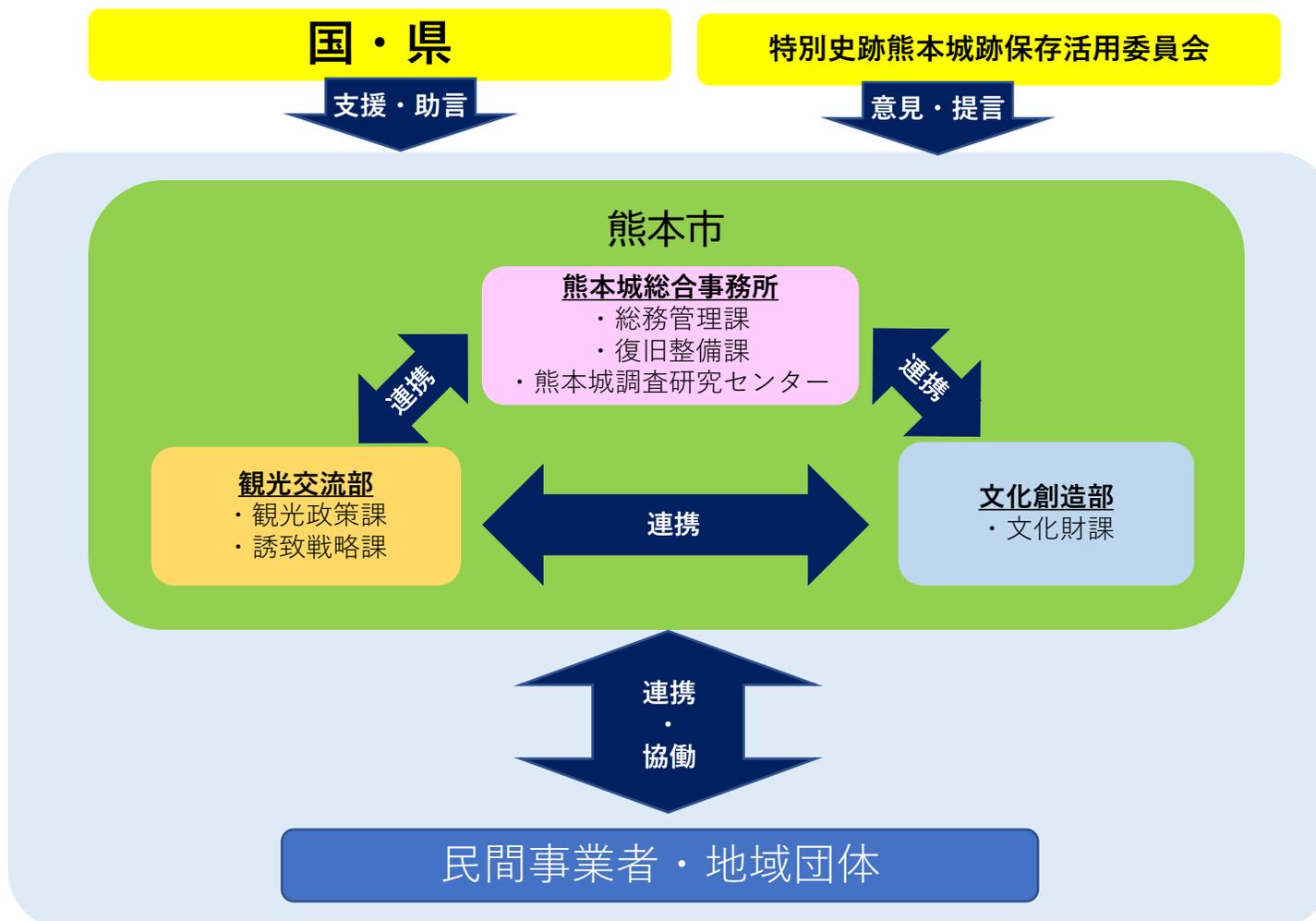
# 5 熊本市における熊本城を中核とした文化観光の推進

- ▶文化観光資源の拠点の復興（櫓、石垣の復旧、観覧ルートの確保等）
- ▶復旧に向けた国県市の連携体制
- ▶石垣等修復技術の進化、継承 ⇒ 全国の被災城郭への適用・伝統技能を含む復旧工事、調査に関わる専門人材の確保・育成



# 5 熊本市における熊本城を中核とした文化観光の推進

- 公開活用の推進にあたっては庁内関係部局で連携を図るとともに、民間事業者・地域団体と連携・協働の上、官民一体となり熊本城の活用に取り組む。
- 国・県より、これまで同様、復旧事業への継続的な支援とあわせて、活用に関する施策についても全国的な事例等を踏まえた助言をいただく。
- 定期的に特別史跡熊本城跡保存活用委員会へ活用取組の状況を報告し、今後の取組みについて意見・提言をいただく。



# 熊本城の管理に関する取扱要領 改正イメージ

# 1 熊本城の管理に関する取扱要領 改正の目的

## 改正の目的

「熊本城の公開活用に関する取組方針 骨子案」対応方針3

MICE等への対応による熊本城の価値の活用・認知度向上  
及び収益の安定化・地域経済の活性化

【強化する取組】

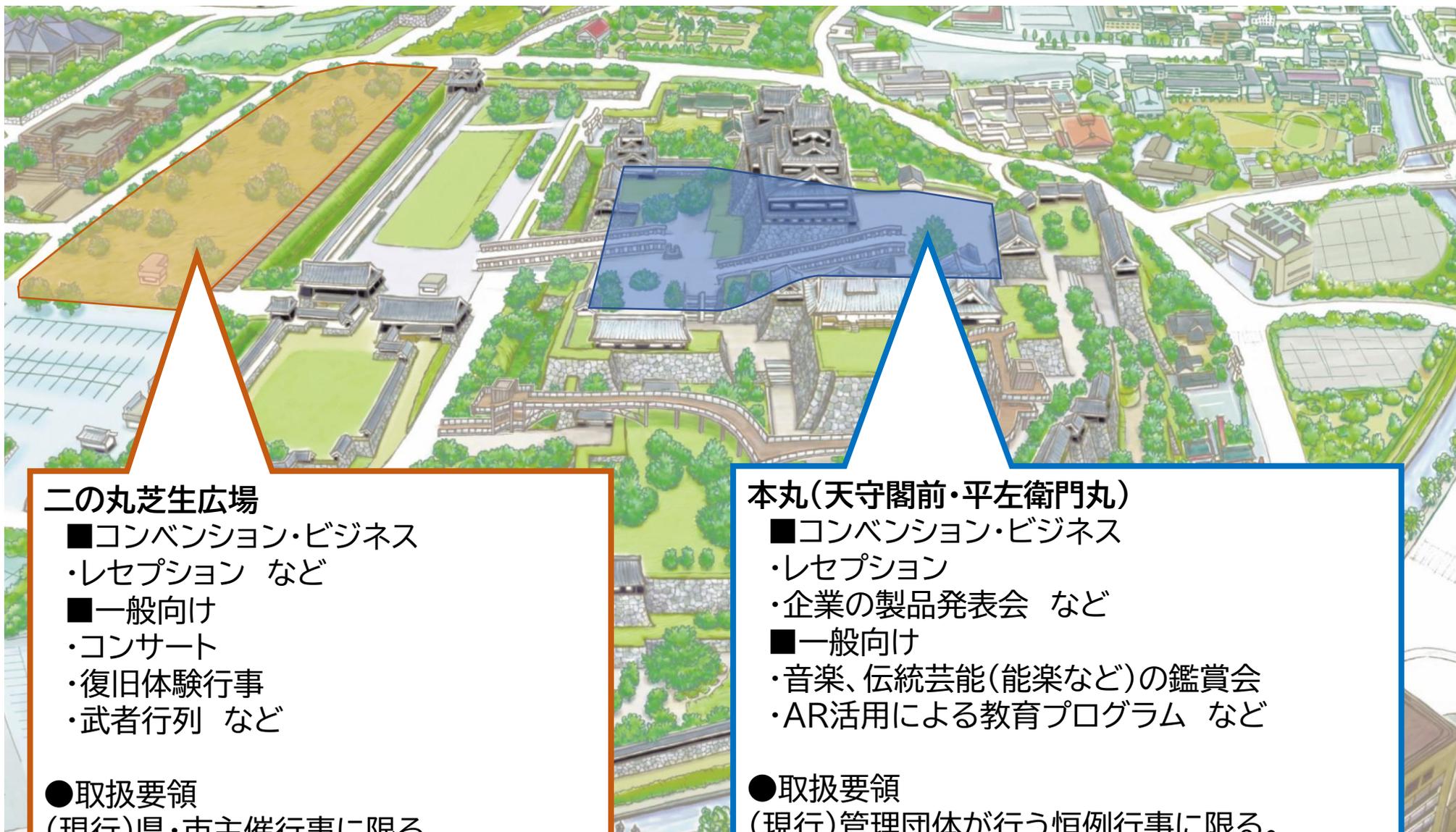
(1)高付加価値化によるMICE誘致等の促進

(2)民間のアイデアを活かした誘客行事の実施

具体的な施策：二の丸広場・天守閣前広場等のユニークベニューや催事への活用 など

上記(1)(2)の取組の推進にあたり、文化財としての本質的価値の理解促進と発信を前提として、熊本城の魅力を活かした様々な事業の実施を可能とするため、催事等の開催に係る制限を設けた「熊本城の管理に関する取扱要領」を改正するもの。

## 2 民間事業者等による今後の熊本城での事業イメージ



### 二の丸芝生広場

- コンベンション・ビジネス
- ・レセプション など
- 一般向け
- ・コンサート
- ・復旧体験行事
- ・武者行列 など

### ●取扱要領

(現行)県・市主催行事に限る。  
→県・市主催に限らない記載に改正

### 本丸(天守閣前・平左衛門丸)

- コンベンション・ビジネス
- ・レセプション
- ・企業の製品発表会 など
- 一般向け
- ・音楽、伝統芸能(能楽など)の鑑賞会
- ・AR活用による教育プログラム など

### ●取扱要領

(現行)管理団体が行う恒例行事に限る。  
→管理団体の恒例行事に限らない記載に改正

### 3 熊本城の管理に関する取扱要領 改正イメージ

#### 基本的な考え方

官・民を問わず、熊本城の魅力をより広く発信する様々な活用を可能にするため、行事等の実施主体ではなく、行事等の性質により実施の可否を判断する仕組みを作るものとする。

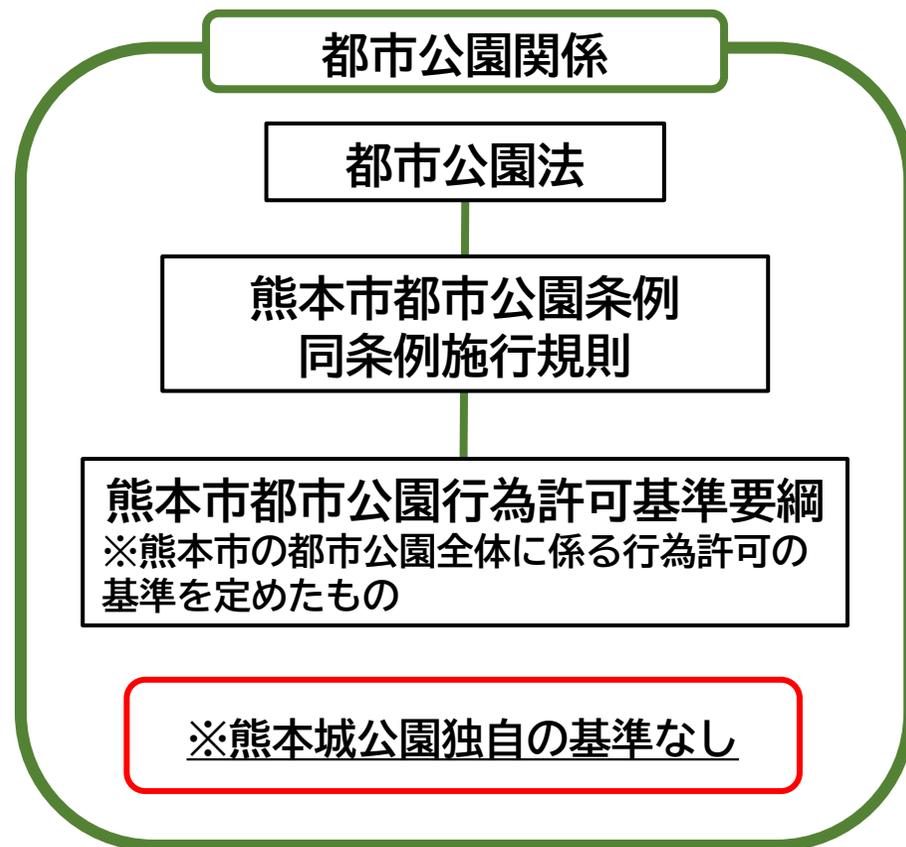
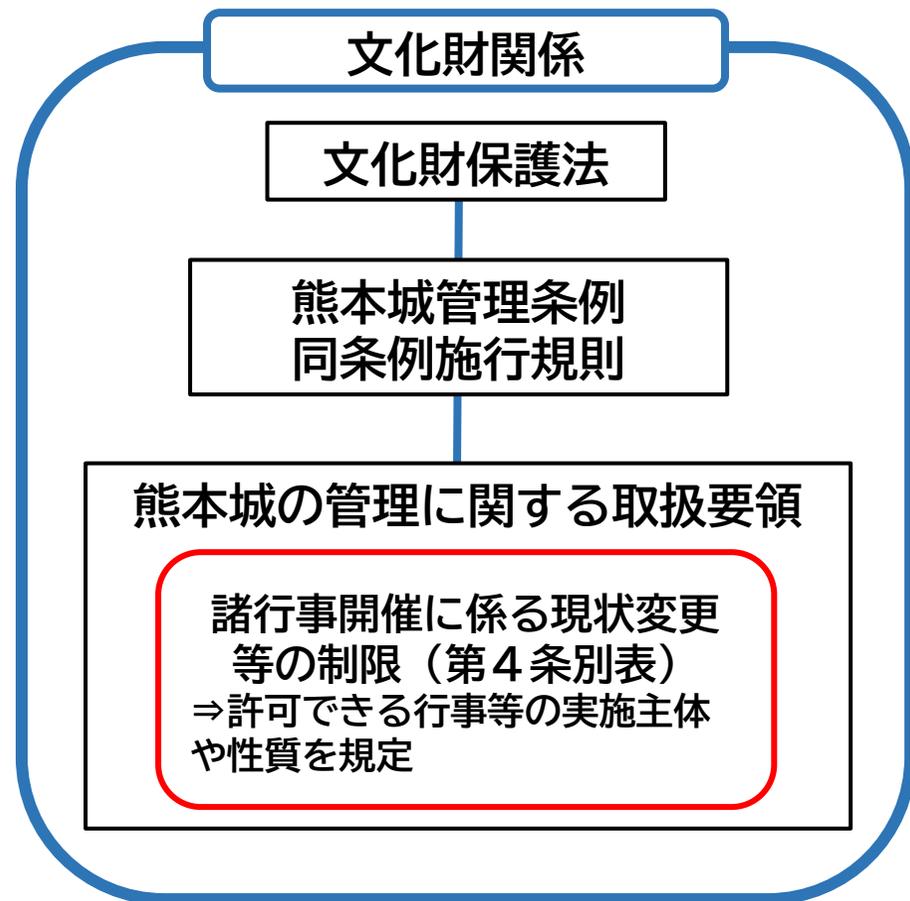
具体的には、実施主体を問わず、行事等の性質に応じて実施可否を判断するための一般的な取り扱いを定めた要綱を新たに制定する。これに合わせて、取扱要領に記載すべき内容を整理し、現状変更申請に関する記載のみに改める。

#### 改正のポイント

- ①新たに催事開催に係る許可基準要綱を制定し、行事等の性質により実施の可否を判断する。
- ②新たに制定する要綱においては、民間による活用を想定し、熊本城の特性を考慮した客観的な許可基準を定めるとともに、使用可能時間や使用可能面積の限度等の詳細な規定を設ける。
- ③取扱要領第4条別表から、「県・市主催行事」「管理団体が行う恒例行事」といった規定を削除し、実施主体は官・民を問わないこととする。

### 3 熊本城の管理に関する取扱要領 改正イメージ

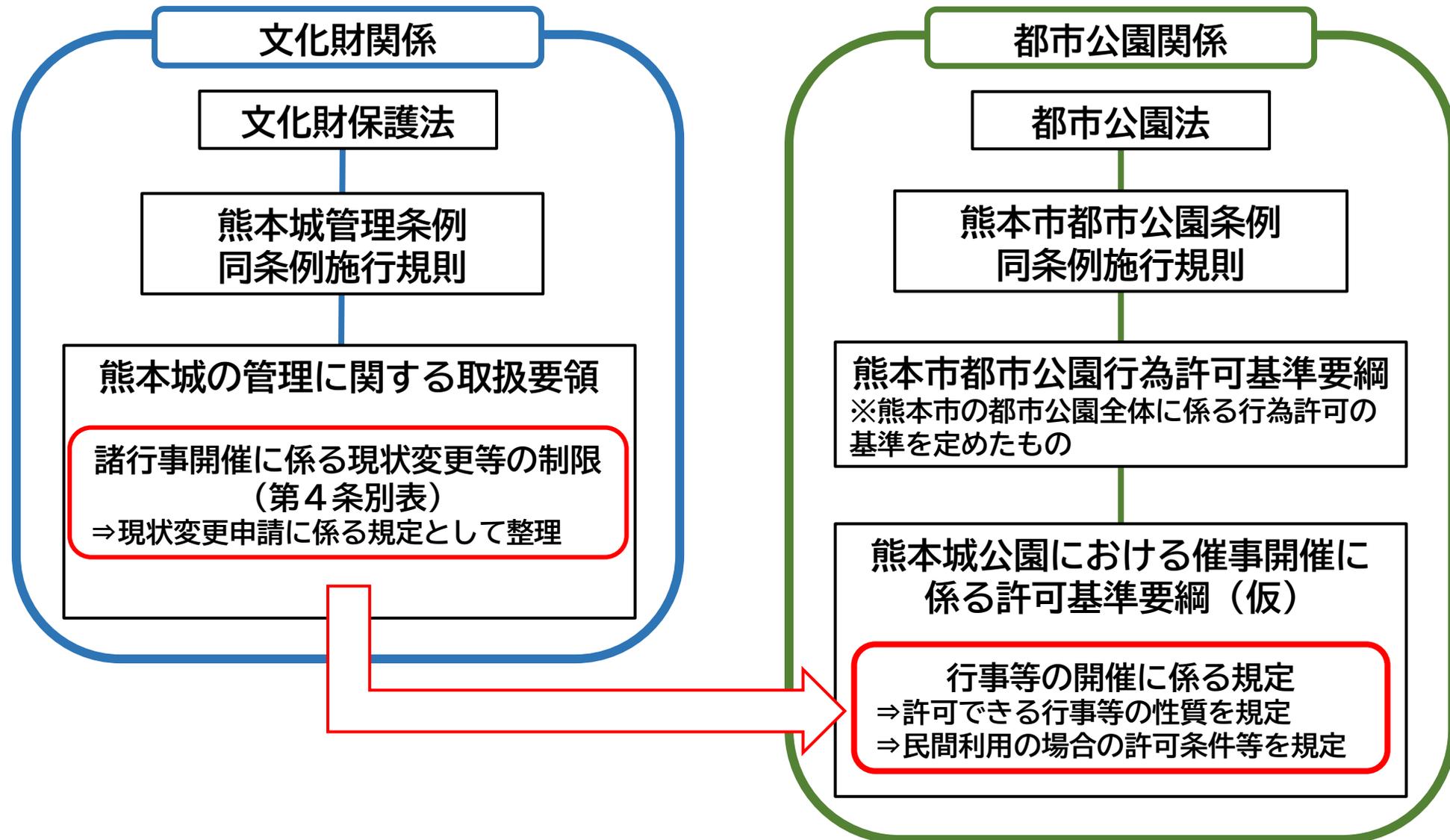
#### 熊本城の活用に係る法令・例規（現行）



※現状変更等許可申請に該当しない行事等の開催可否を判断する基準なし

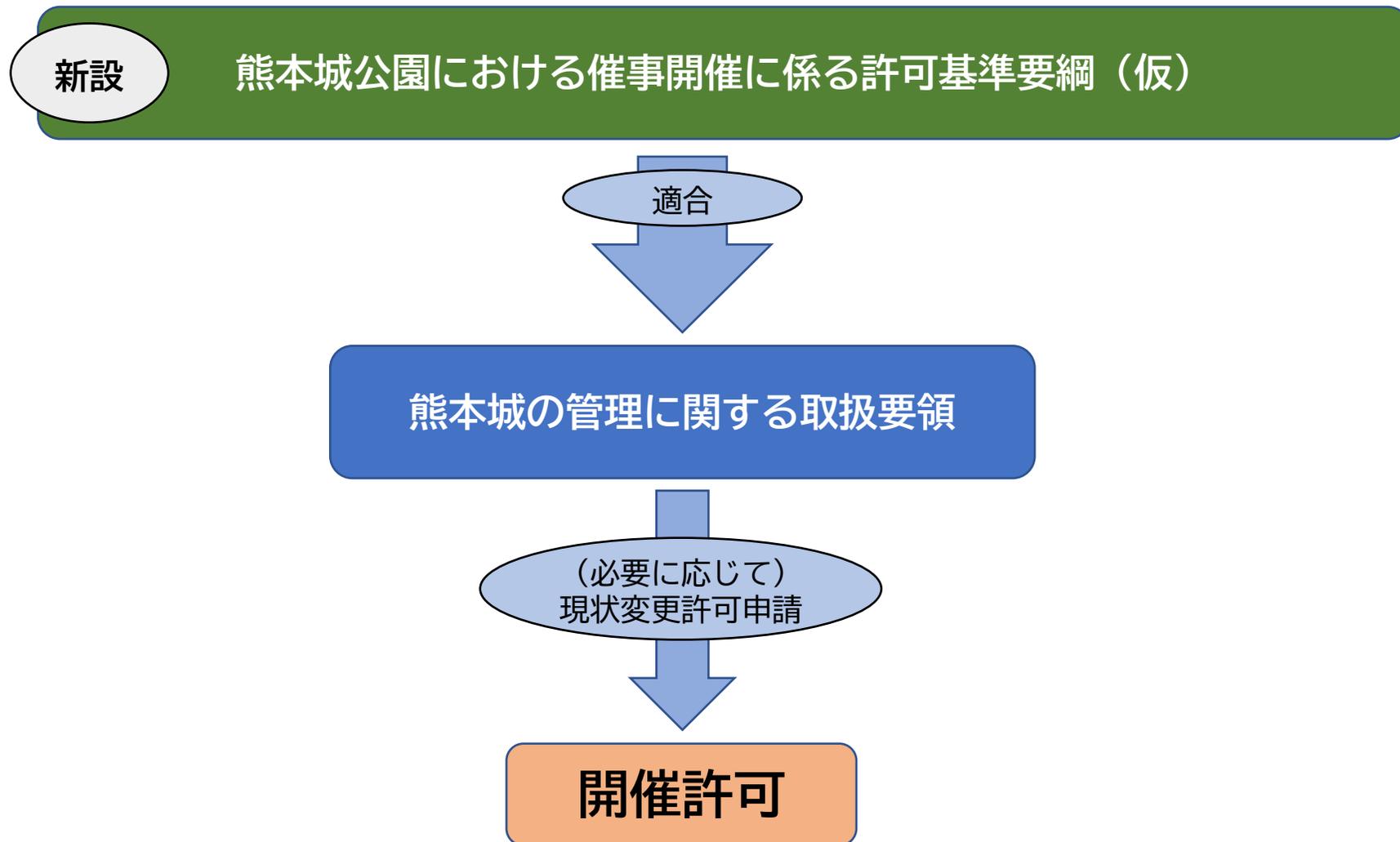
### 3 熊本城の管理に関する取扱要領 改正イメージ

#### 熊本城の活用に係る法令・例規（改正後）



### 3 熊本城の管理に関する取扱要領 改正イメージ

#### 改正後の行事等の実施許可判断の流れ



# 3 熊本城の管理に関する取扱要領 改正イメージ

改正

## 熊本城の管理に関する取扱要領

…… 特別史跡の保存・保護に関する規定

### <第4条別表を改正>

- ①「県・市主催行事」「管理団体が行う恒例行事」といった実施主体に係る制限を削除。
- ②熊本市の管理地全域にわたり「第3条の規定に適合する一般行事」を許可。

#### 参考：熊本城の管理に関する取扱要領 第3条・第4条

(現状変更申請等の要件)

第3条 指定地域における現状変更等の申請は、次の各号に掲げる要件すべてに適合するものでなければならない。

- (1) 史跡・重要文化財等としての保存を確実にし、適切な活用を促すものであること。
- (2) 文化財の指定を受けた物件に危険危害を及ぼす恐れのないもの、またはその危険危害を防止する対策が十分に配慮されていること。
- (3) 文化財に直接危険危害を及ぼさず、またその行為によって滅失・衰亡、破損、毀損を招来する恐れのないことが確認できる場合。
- (4) 文化財の景観に及ぼす直接若しくは間接の影響がないもの、または景観上の影響も軽微にとどめることができるもの。

(諸行事開催に係る現状変更等の制限)

第4条 指定区域における現状変更等において諸行事開催に係るもの(ただし、法施行令の規定により熊本市教育委員会が許可できるものに限る)については、別表に定める基準(地域、行事内容)に適合するものに限り許可するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず熊本市教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

### 3 熊本城の管理に関する取扱要領 改正イメージ

別表（第4条関係） 本丸・有料区域

地域区分		許可できる行事
本丸	有料区域	本丸（天守閣前）、数寄屋丸、平左衛門丸、飯田丸（西竹の丸）、東竹の丸
		大広間南側路地（中庭）
		竹の丸

管理団体が行う恒例行事に限る。

以下のいずれかに該当する行事（市主催・共催等行事）に限る。  
 ア 熊本市が主催もしくは共催して行う熊本城を周知させ、特別史跡に対する興味と関心を喚起させる催事で景観、品格を損なわないもの。  
 イ その他、公共的性格を有する者が主催する行事で特に熊本城を周知させる効果があると認められるもの。

熊本県もしくは熊本市が県民、市民全体を対象として熊本城を周知させる目的をもって行う文化的行事であり、かつ文化財に対する十分な配慮のもとに実施される行事（以下「県・市主催行事」という。）に限る。



地域区分		許可できる行事
本丸	有料区域	本丸（天守閣前）、数寄屋丸、平左衛門丸、飯田丸（西竹の丸）、東竹の丸
		大広間南側路地（中庭）
		竹の丸

第3条の規定に適合する一般行事。

### 3 熊本城の管理に関する取扱要領 改正イメージ

#### 別表（第4条関係） 本丸・無料区域

地域区分		許可できる行事	
本丸	無料区域	奉行丸(西出丸)	第3条の規定に適合する一般行事
		西出丸(笹園)、長堀前(坪井川、左岸を含む)、私有(寺社)区域	以下のいずれかに該当する行事(市主催・共催等行事)に限る。 ア 熊本市が主催もしくは共催して行う熊本城を周知させ、特別史跡に対する興味と関心を喚起させる催事で景観、品格を損なわないもの。 イ 史跡内の土地所有者が行う定例行事 ウ その他、公共的性格を有する者が主催する行事で特に熊本城を周知させる効果があると認められるもの。
	空堀内、不開門前その他の区域	行事の開催を認めない。	



地域区分		許可できる行事	
本丸	無料区域	奉行丸(西出丸)	第3条の規定に適合する一般行事
		西出丸(笹園)、長堀前(坪井川、左岸を含む)、私有(寺社)区域	

※「空堀内、不開門前その他の区域」は行事等開催の対象区域外となるため削除。

### 3 熊本城の管理に関する取扱要領 改正イメージ

#### 別表（第4条関係） 二の丸

地域区分		許可できる行事
二の丸	芝生広場	県、市主催行事に限る。
	催し広場	第3条の規定に適合する一般行事。
	監物台樹木園	国の直接管理であるこの区域については、第3条の規定に適合するものであること。
	清爽園、野鳥園その他の区域	行事の開催を認めない。



地域区分		許可できる行事
二の丸	芝生広場	第3条の規定に適合する一般行事。
	催し広場	第3条の規定に適合する一般行事。
	監物台樹木園	国の直接管理であるこの区域については、第3条の規定に適合するものであること。

※「清爽園、野鳥園その他の区域」は行事等開催の対象区域外となるため削除。

### 3 熊本城の管理に関する取扱要領 改正イメージ

#### 別表（第4条関係） 三の丸、古城地区、その他

		許可できる行事
三の丸	憩いの広場	第3条の規定に適合する一般行事。
古城地区	古城堀端公園	第3条の規定に適合する一般行事。
	公有化促進事業取得地	用地の管理のみを行い、行事の開催を認めない。
その他	藤崎台のクスノキ群	熊本県が直接管理するこの区域については、第3条の規定に適合し、火気については十二分の処置が考慮されているもの。



		許可できる行事
三の丸	憩いの広場	第3条の規定に適合する一般行事。
古城地区	古城堀端公園	第3条の規定に適合する一般行事。
その他	藤崎台のクスノキ群	熊本県が直接管理するこの区域については、第3条の規定に適合し、火気については十二分の処置が考慮されているもの。

※「公有化促進事業取得地」は行事等開催の対象区域外となるため削除。

# 4 熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱（仮）策定イメージ

## 新設

### 熊本城公園における催事開催に係る 許可基準要綱（仮）

…… 行事・催事の開催許可に関する規定

熊本城公園において熊本市都市公園条例第2条第1項第3号に掲げる興行及び同項第4号に掲げる催し(以下「催事」という。)の申請があった場合の許可基準を定める。

参考：熊本市都市公園条例 第2条

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
  - (2) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
  - (3) 興行を行うこと。
  - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
  - (5) バーベキュー等を行うため火気を使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

## 4 熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱（仮）策定イメージ

### 要綱の趣旨・目的

熊本城公園は、熊本市の中心部に位置する都市公園であると同時に、熊本市を代表する文化観光施設であり、その区域の大部分が国指定特別史跡・熊本城跡である。

このことから、熊本城公園での催事の開催にあたっては、市民の憩いの場としての利用や文化観光施設としての利用を妨げないこと、文化財としての価値をき損するおそれがないことについて留意する必要があるため、その許可基準について定める。

### 要綱の記載内容（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本城公園における熊本市都市公園条例(昭和52年条例第32号。以下「条例」という。)第2条第1項第3号に掲げる興行及び第4号に掲げる催し(以下「催事」という。)の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 4 熊本城公園における催事開催に係る許可基準要綱（仮）策定イメージ

### 要綱の記載内容（案）

#### （許可基準）

第2条 開催を許可する催事は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1)熊本城の遺構や建造物等の文化財をき損するおそれのないこと。
- (2)企画内容に、熊本城の本質的価値や保存の重要性を伝える内容を含むこと。
- (3)熊本城の周知に資するものであること。
- (4)熊本城で行うことで、その催事の価値が高められるものであること。

#### （遵守すべき事項）

第3条 許可に当たっては、以下の各号に定める条件を附するものとする。

- (1)熊本城管理条例、熊本市都市公園条例、熊本市公園行為許可基準要綱、その他関係法令等を遵守すること。
- (2)「特別史跡熊本城跡保存活用計画」の記載事項を遵守すること。
- (3)有料区域においては入園者の観覧の妨げにならない時間帯や方法で行うこと。
- (4)文化財的価値を損なうことのないよう、使用時及び設営時に厳重な養生を行う等の必要な措置を講ずること。



## 参考資料

第1回保存活用委員会 資料2  
(令和5年(2023年)7月12日)

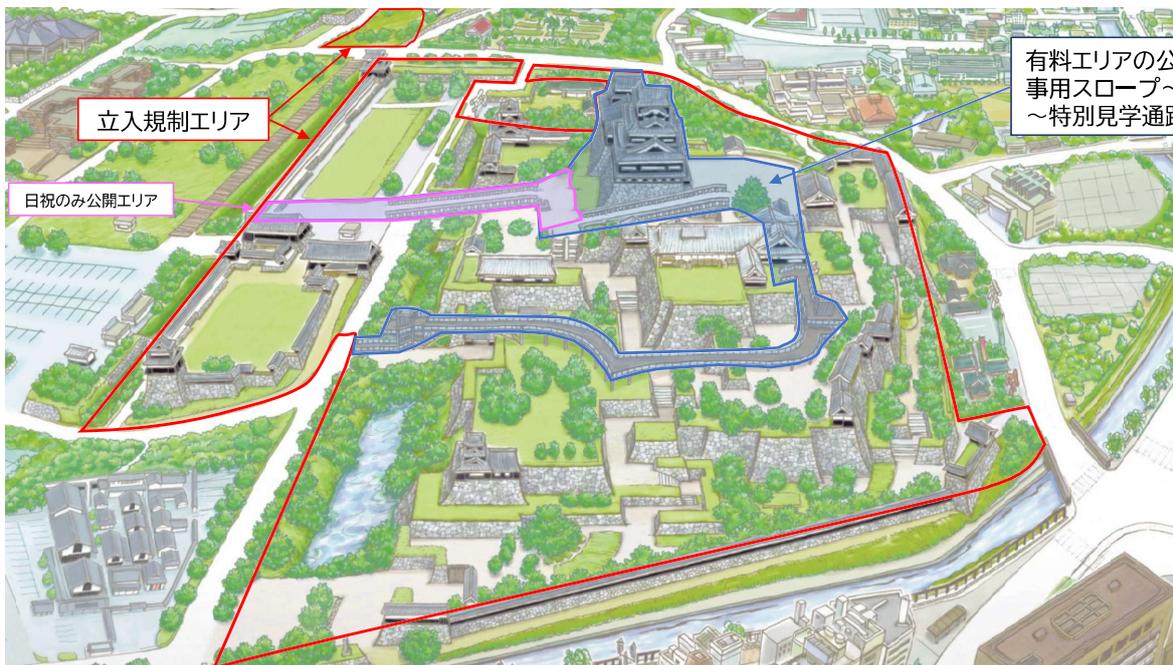
# 熊本城の活用について

熊本市 文化市民局 熊本城総合事務所

## 1 熊本地震後の熊本城の公開状況

### 熊本地震後の公開エリア

- ・熊本地震の影響により熊本城内の大部分に立入規制
- ・工事用スロープと特別見学通路を活用し、エリアを限定した「特別公開」を実施中



⇒ 今後20年以上、エリアを限定した公開が続く見込み

# 1 熊本地震後の熊本城の公開状況

## 特別公開第1弾 (大天守外観復旧)

大天守の外観復旧にあわせて、工事のない日曜・祝日のみ、二の丸広場を起点に西出丸から工事用スロープを通り、平左衛門丸の一部や天守閣前広場の一部に至るルートを開通。天守閣をはじめ、重要文化財建造物の宇土櫓、崩落した石垣などを観覧いただいた。

- 公開ルート: 西出丸～工事用スロープ～天守閣前広場
- 実施期間: 2019(R1)年10月5日～2020(R2)年2月28日の日曜・祝日
- 入園者数: 186,137人



2

# 1 熊本地震後の熊本城の公開状況

## 特別公開第2弾 (特別見学通路公開)

新たに城内に整備した特別見学通路を使用し、地上から約6mの高さからの新しい視点での観覧が可能となった。

二様の石垣を含む天守閣の姿や飯田丸・竹の丸などの石垣の被災状況、東竹の丸の重要文化財櫓群などを観覧いただきながら、闇り通路を通り天守前広場まで至るルートを開通した。

- 公開ルート: 特別見学通路～天守前広場  
※日曜・祝日のみ工事用スロープ～西出丸も開放
- 実施期間: 2020(R2)年6月1日～2021(R3)年4月25日  
※2021年1月1日、1月15日～2月17日は新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休園
- 入園者数: 2020年度 310,011人  
2021年度 22,948人



3

# 1 熊本地震後の熊本城の公開状況

## 特別公開第3弾 (天守閣内部公開)

天守閣の復旧完了と展示内容のリニューアルに伴い、天守閣の内部公開を開始。天守に焦点を置き、階層ごとに各時代の展示を行うとともに、多言語解説やAR機能を搭載したスマートフォンアプリを導入した。また、天守閣内部には新たにエレベーターを設置するなど、様々なユニバーサルデザインを取り入れている。

### ■ 公開ルート:特別見学通路～天守閣(内部公開)～西出丸

※2022年10月から北口は宇土櫓の工事に伴い、日・祝日のみ開門

### ■ 実施期間:2021(R3)年6月28日～現在

※2021年8月2日～9月30日は新型コロナウイルス感染症の影響により臨時休園

### ■ 入園者数:2021年度 424,903人

**2022年度 1,002,978人**

※2015年度以来、7年ぶりに100万人を超えた



# 2 熊本城の入園者数と収支

## 2-(1) 入園者数の推移 (令和元年度～令和4年度)

(単位:人)



## 2 熊本城の入園者数と収支

### 2-(2) 入園者数と入園料収入の状況

年度	入園者数	入園料収入 (決算額)	公開日数	入園料 (大人/小人)	備考
令和元年度 (2019年度)	186,137人	77,593,880円	45日間	500円/200円	大天守外観復旧
令和2年度 (2020年度)	310,011人	129,603,840円	266日間	500円/200円	特別見学通路公開
令和3年度 (2021年度)	447,851人	273,434,640円	241日間	800円/300円	天守閣内部公開
令和4年度 (2022年度)	1,002,978人	649,310,450円	362日間	800円/300円	

(参考1) 入園者数の想定 ※令和5年度歳入予算 →地震前の入園者数による収入をベースに熊本城の年間管理運営経費を設定している

入園者数 (想定)	入園料収入 (想定)
1,668,406人	1,106,210,000円

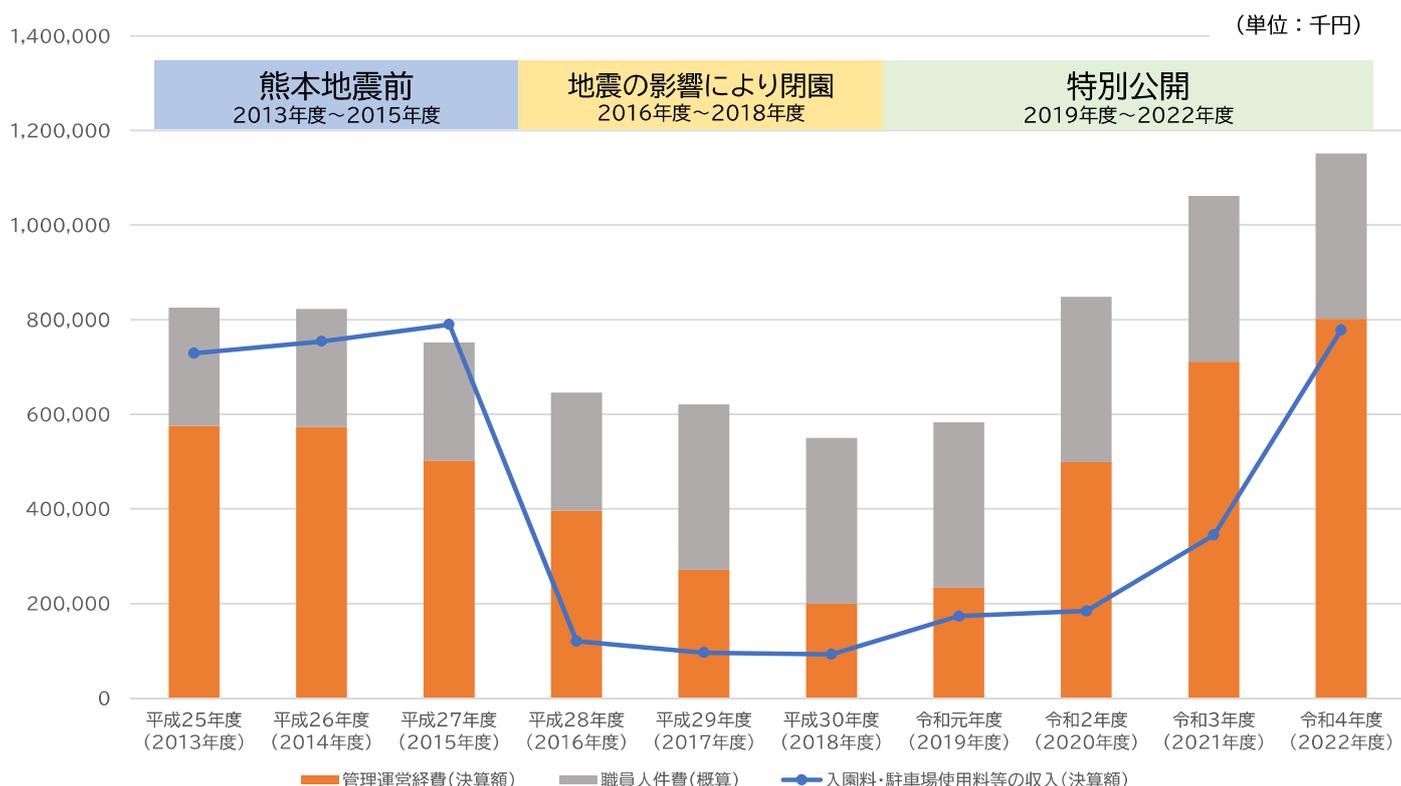
(参考2) 熊本地震前の入園者数 ※平成25年度～27年度実績

平成25年度 (2013年度)	1,598,190人	3力年平均 1,668,406人 4,571人/日
平成26年度 (2014年度)	1,631,690人	
平成27年度 (2015年度)	1,775,339人	

6

## 2 熊本城の入園者数と収支

### 2-(3) 熊本城の管理運営経費と入園料等収入の推移



7

## 2 熊本城の入園者数と収支

### 2-(4) 熊本城特別公開における現状分析と課題

#### ●入園者数の推移

- ・公開エリアの拡大や新型コロナウイルス感染症に係る行動制限の緩和等により、有料エリアの入園者数は増加傾向にあり、熊本観光屈指の拠点となっている。
- ・しかし、入園者は熊本地震前3カ年の平均（約166万人）には届いていない状況。

#### ●収支状況

- ・入園者数が想定の166万人を下回る状況であり、熊本城の管理運営経費としては赤字。  
※熊本城における年間の管理運営経費は原則料金収入により賅うことが前提
- ・天守閣や特別見学通路の完成、管理区域の増加等により、管理運営コストは増加傾向にある。今後、建造物・石垣の復旧が進み、公開エリアが拡大すれば、さらに維持管理コストは増加していく。



公開エリアの制限を受ける中、文化財としての熊本城を適正に維持保存並びに管理運営していくとともに、熊本観光の拠点としての機能や魅力を維持し発展させていくための取組が求められる。

そのために……

熊本城により多くの方々にお越しいただくために何が必要か？

※熊本城の入園者数は熊本城の公開活用における評価指標でもある

8

## 3 熊本城における活用の取組

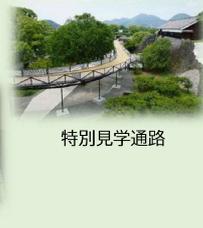
### 3-(1) 文化観光拠点としての熊本城の取組（復旧過程における熊本城の活用）

#### 1 文化資源の魅力向上

- ・特別見学通路による被災状況及び復旧過程の公開
- ・天守閣内展示
- ・復旧工事の見える化（宇土櫓復旧工事等）
- ・熊本城ライトアップ
- ・ガイドの確保・育成 など



天守閣内展示



特別見学通路



天守閣ライトアップ

#### 2 文化理解を深める措置

- ・講座「熊本城学」開催
- ・熊本城頭彰会「お城めぐり」等の城内案内事業
- ・『復興熊本城』、パンフレット等の刊行
- ・天守閣内企画展示
- ・城内解説版及び天守閣内展示の多言語化
- ・オンラインツアーの実施
- ・石垣修理体験イベント
- ・熊本高校総合探究「熊本城の復興支援」VR熊本城
- ・熊本城復旧基本計画啓発シンポジウムなど



石垣修理体験イベント



熊本城復旧基本計画啓発シンポジウム

9

## 3 熊本城における活用の取組

### 3-(1) 文化観光拠点としての熊本城の取組（復旧過程における熊本城の活用）

#### 3 利便性の向上

- ・ キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ・ 特別見学通路と天守閣のバリアフリー化
- ・ 竹あかりオブジェの設置
- ・ お城まつり  
（秋のくまもとお城まつり・迎春行事・春のくまもとお城まつり）
- ・ 夏休み・秋の夜間開園中イベント開催 など



竹あかりオブジェの設置

#### 4 ショップ・カフェの充実

- ・ 桜の馬場城彩苑
- ・ 二の丸お休み処 など



桜の馬場城彩苑



二の丸お休み処

#### 5 国内外への宣伝

- ・ SNSによる情報発信
- ・ 復興城主PR事業
- ・ 民間企業との連携事業  
（復興応援パッケージ商品の売上の一部を寄付）
- ・ 九州都市間ネットワーク事業 など



復興城主の広告  
（東京モノレール車内）

10

## 3 熊本城における活用の取組

### 3-(2) 熊本城を核とした地域における文化観光推進の取組

#### 1 文化施設と事業者の連携

- ・ インバウンド向けガイドツアー
- ・ 城彩苑でのユニークベニュー開催
- ・ 特別見学通路でのユニークベニュー開催
- ・ 城彩苑での夜市
- ・ 熊本城のイベントに合わせたステージイベント
- ・ 熊本城おもてなし武将隊演舞 など



特別見学通路での  
ユニークベニュー



熊本城おもてなし武将隊演舞

#### 2 利便性の向上

- ・ 熊本城周遊バス運行事業
- ・ 熊本城シャトルバス運行事業
- ・ シェアサイクル導入支援事業
- ・ 熊本城域内駐車場整備事業
- ・ グリーンスローモビリティ実証実験 など



シャトルバス



グリーンスローモビリティ  
実証実験

#### 3 総合的な文化資源の魅力向上

- ・ 城彩苑親水空間での郷土芸能披露
- ・ 城彩苑親水空間で行う太鼓、箏の演奏披露とお茶会
- ・ 元旦のかわらけ（素焼きの杯）配布とステージイベント など

11

## 3 熊本城における活用の取組

### 3-(3) 熊本城の活用における現状分析と課題

- 文化観光拠点としての取組・地域における取組について
- ・近年、熊本城においては、復旧過程の公開とあわせ、天守閣内展示の充実や『熊本城学』などの講座、定期刊行物の発行、解説の多言語化等を通じて文化財としての本質的価値を伝える取組に注力してきた。
- ・バリアフリー化やキャッシュレス導入等の利便性の向上も図るなど、文化観光拠点として一定の取組は実施してきたものの、今後はこれまでより広い層に訴えかける情報発信や魅力的な文化体験の企画等を充実させる必要がある。
- ・地域との連携においては、周辺施設でのイベント開催、ガイドツアーやユニークベニューとしての活用等、地域の事業者による取組の実績はあるものの、熊本地震の影響により二の丸催し広場や奉行丸等が活用できなくなっていることもあり、事業を実施するエリアの選択肢が限られている。



公開エリアの制限を受ける中、「熊本城」の活用によって、文化財の本質的価値を広く知っていただくとともに、地域経済の活性化、文化資源としての熊本城の保存・活用という好循環につなげていくことも求められる。

そのために……

熊本城の活用強化の具体策とは？

熊本城に求められるものとは？ (地域事業者等の視点も含めて)

12

## 3 熊本城における活用の取組

活用事業の検討においては、地域における文化観光推進事業者との連携が不可欠であるため、今後の検討の一助とすべく、令和5年(2023年)5月～6月にヒアリングを実施し、今後の活用について幅広いアイデアを募った。

■ヒアリング先：熊本国際観光コンベンション協会、くまもとDMC、熊本城パークマネジメント共同企業体

### 3-(4) 熊本城の今後の活用に関する民間事業者からのアイデア

#### 天守閣内・本丸御殿内

- ・小天守での結婚式
- ・小天守での将棋・囲碁のタイトル戦
- ・本丸御殿での城泊 など

#### 特別見学通路

- ・熊本城俳句ウォーク
- ・カフェ・ビアガーデン など

#### 本丸エリア(天守前広場、平左衛門丸)

- ・能の鑑賞会
- ・天守前広場におけるレセプションパーティー開催
- ・世界的ブランドの自動車メーカー等の新商品発表会 など

#### 二の丸広場

- ・武者行列「肥後絵巻」の開催(城彩苑～二の丸広場)
- ・二の丸広場での人間将棋
- ・復興と学びと伝承プログラム作成(催し広場で石垣体験) など

#### 城内(有料・規制) 一帯

- ・夜の熊本城・宝探しなど、熊本城に関する歴史文化の謎解きイベント
- ・復元ARと実物を見比べて未来の熊本城を描く写生大会
- ・熊本城の復旧に携われる企画(工事現場体験) など

13

## 4 文化財の活用に関する近年の動き

国においては文化資源の価値や魅力を地域住民や内外の観光客と共有するための「活用」の取組を推進することによって、「文化観光※」による文化振興・観光振興・地域活性化の好循環の創出につなげることを推進している ※ 文化についての理解を深めることを目的とする観光

～経過～

1950年	<p><b>文化財保護法 第一条</b></p> <p>「この法律は、文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」</p>
2016年	<p><b>「明日の日本を支える観光ビジョン—世界が訪れたい日本へ—」</b></p> <p>明日の日本を支える観光ビジョン構想会議(議長:安倍内閣総理大臣)</p>
2016年	<p><b>「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」</b> 文化庁</p>
2018年	<p><b>「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」</b></p> <p>「我が国には、十分活用されていない観光資源が数多く存在します。文化財保護法を改正し、日本が誇る全国各地の<b>文化財の活用を促進します。</b>」(第百九十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説)</p>

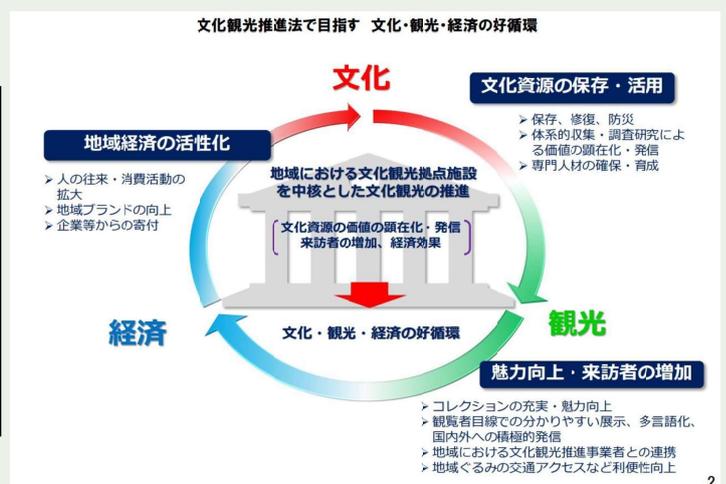
14

## 4 文化財の活用に関する近年の動き

2020年 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)」

過疎化、少子高齢化が進行し文化財の確実な継承が問題となる中で、近年、文化財を観光資源、まちづくりにおける文化資源として活用する環境整備が活発となってきた。

⇒文化財保存活用地域計画の策定や文化財のユニークベニューとしての利用など



2023年 熊本城復旧基本計画の改定  
文化庁に文化観光推進本部設置  
文化庁が熊本城への支援体制強化

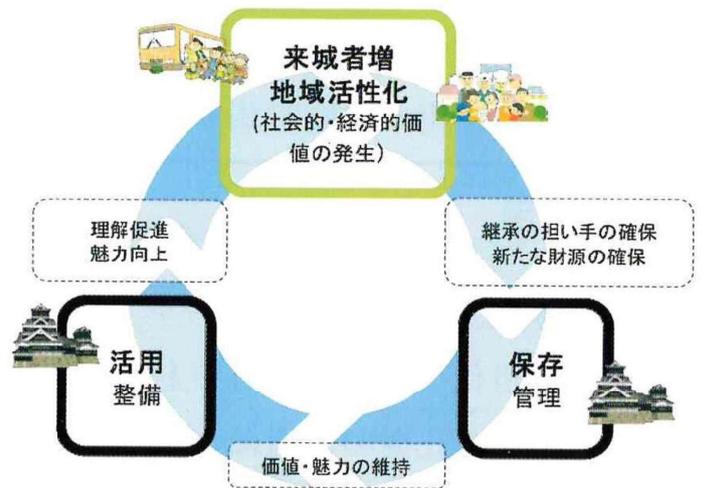
15

## 5 熊本城の活用に関する方針・基準

### 特別史跡熊本城跡保存活用計画（平成30年3月策定）

#### 第5章 第1節2 活用の方針(p.136)

- (1)活用を進めることで史跡の本質的価値の理解を深め、恒久的な保護気運の維持に努める。
- (2)史跡の本質的な価値の保存を前提とした活用を行う。
- (3)他の史跡での事例等を参考としながら、更なる教育・学習機能の充実に努めるとともに、地域や関連施設等と連携した活用を行うなど、地域の魅力向上に資する活用を行い、保存と活用の好循環を創り上げる。



#### 第5章 第1節3 活用の方法(p.136-138)

- (1)教育・学習機能の充実
  - ①学校教育における活用 ②大学との連携の下の活用 ③社会教育における活用
- (2)地域の魅力向上
  - ①文化力の向上 ②見学会の充実 ③熊本城関連施設との連携
  - ④観光振興 ⑤熊本城ホールの活用

16

## 5 熊本城の活用に関する方針・基準

### 特別史跡熊本城跡保存活用計画（平成30年3月策定）

<その他の活用に関連する要領など>

#### 第4章 第8節 現状変更等の取扱い(p.116-)

#### 巻末資料 資料1 現行関係要綱(p.157-164)

- ・熊本城の管理に関する取扱要領
- ・熊本城における火気使用の取扱い内規
- ・奉行丸における軽微な現状変更などについての取扱い内規
- ・熊本城総合事務所が管理する特別史跡内の有料催事の取扱い内規
- ・奉行丸の使用に関する基本的な考え方

17

## 5 熊本城の活用に関する方針・基準

熊本城復旧基本計画（令和5年3月改定） ※概要版より抜粋

### 第5章1 実現に向けた課題と対応 (2) 復旧過程の公開と活用

■主要区域の復旧が完了する2042年度まで、長期にわたり公開エリアやルートがほとんど広がらない状況においても、多くの方々に熊本城の復旧が進む様子を知っていただく必要があります。

まずは次の大きな節目となる、宇土櫓と本丸御殿大広間の復旧が完了する計画15年目(2032年度)に向けて、**庁内の関係部局はもとより国、県、民間事業者などとの連携をさらに強化し、復旧と公開・活用のバランスを取りながら、その時々**の熊本城の魅力を最大限活かした**展示公開型の復旧に計画的に取り組んでいきます。**



### 熊本城活用における今後の取組方針の検討

「特別史跡熊本城跡保存活用計画」(平成30年3月策定)及び「熊本城復旧基本計画」(令和5年3月改定)を補完し、**今後の復旧過程における熊本城の活用**のビジョンを示すものとして、**熊本城の活用に係る今後の取組方針**を検討する時期が来ている。

- ▶ 熊本市と文化庁において「見せる復興」として高付加価値化に向けた活用の在り方など具体的な取組について協議（意見交換等）を開始
- ▶ 文化庁協議にあたっては、観光関連部署とも情報共有、連携しながら対応

# 樹木撤去により発生した材の活用について

資料3

- 1 熊本城では、樹木点検により倒木の危険があると判定された「危険木」の撤去を行っており、令和5年度（2023年度）中に対応が完了する予定。  
また、令和6年度（2024年度）以降は「遺構影響木※」の撤去に着手する。

※倒木や枝の落下、根の成長によって重要文化財建造物や石垣等に毀損を起こす可能性がある樹木

- 2 撤去により発生した材については、「熊本城に存在していた樹木」という価値を活かした取組や製品づくりを行うこととしており、今年度に撤去を行う「桜」については以下の活用を検討している。

## 【活用案】

- ① 記念品（小物等）を製作し、来城者・イベント参加者・復興城主等へ配布
- ② 市民等を対象に丸太を配布  
（市政だより等で広く案内を行い、事前申し込みの上で希望者に配布）
- ③ 県内の小学校で行う木工教室で使用（熊本県との連携事業）



配布予定の丸太（桜）のイメージ

# 熊本城でのユニークベニュー実証実験について

## 令和4年度(2022年度)文化庁「観光再開・拡大に向けた文化観光コンテンツの充実事業」

	事業名	内容	実施時期	対象	参加者数	実施主体
1	熊本城を中心とする細川家関連遺産群を活用したFAMツアー※	①石垣復旧ガイドツアー ②夜間天守閣ガイドツアー ③特別見学通路でのダイニング	令和4年 11月9日(水)	文化庁、熊本県観光振興課、台湾メディア、ホテルオークラコンシェルジュなど	7人	くまもとDMC
2	リ・コンストラクションツーリズム「新熊本劇城」 ※文化庁報告にあたり上記が名称を変えたもの	①石垣復旧ガイドツアー ②夜間天守閣ガイドツアー ③特別見学通路でのダイニング	令和5年 1月16日(月)	一般販売(会社経営者、JR関係、長野県参加者など)	9人	くまもとDMC

※FAMツアーとは国や自治体が主に観光客誘致のために行うセールスイベント

【石垣復旧ガイドツアー】



【特別見学通路でのダイニング】



# 令和5年度(2023年度) 観光庁「観光再始動事業」

	事業名	内容	実施時期	対象	参加者数	実施主体
1	工学系国際会議のフェアウェルパーティー	最終日前日に特別見学通路での送迎立食	令和5年 8月31日(木)	学会参加者 (日・中・台・韓)	約200人	熊本国際観光コンベンション協会
2	熊本城インバウンドモニターツアー	①石垣ガイド・天守閣ガイド/甲冑着付け・真剣切り ②大天守展望所でのダイニング ③特別見学通路でのカクテル	令和5年 10月10日(火)	多言語化事業ライター、 翻訳関係、台湾インフルエンサーなど	6人	くまもとDMC
3	マレーシア旅行関係者モニターツアー(予定)	天守閣前広場で食事会	令和5年 11月1日(水)	マレーシア旅行関係者	20人	・誘致戦略課 ・熊本国際観光コンベンション協会

【1 工学系国際会議のフェアウェルパーティー】

【2 熊本城インバウンドモニターツアー】

